

（窓ガラス）

第117条 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）の窓ガラスに関し、保安基準第29条第1項の告示で定める基準、自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度40km/h未満の自動車を除く。）の前面ガラスの強度等に関し、保安基準第29条第2項の告示で定める基準、自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラスのひずみ、可視光線の透過率等に関し、保安基準第29条第3項の告示で定める基準は、協定規則第43号の規則6. から8. まで及び附則24（追加記号の表示に係る部分を除く。）に定める基準（協定規則第43号の規則1. (i) 及び(ii)に係る窓ガラスを除く。）とする。この場合において、保安基準第29条第1項ただし書の「当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所」とは、損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所をいう。

2 保安基準第29条第1項の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス（ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。）又はガラスープラスチック（車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを接着したものという。）とする。

3 保安基準第29条第3項の告示で定める部分は、運転者席より後方の部分とする。この場合において、次の各号に掲げる範囲は運転者席より後方の部分とする。

一 運転者席より後方の座席等の側面ガラス

二 側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁（運転者席に頭部後傾抑止装置が備えられていない自動車にあっては、運転者席に備えられている背あて上部の前縁、運転者席に頭部後傾抑止装置及び背あてが備えられていない自動車にあっては、通常の運転姿勢にある運転者の頭部の後端）を含み、かつ、車両中心線に直交する鉛直面より後方の部分。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

4 窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの並びに第27条第2号イ②に適合する自動車にあっては第1号から第8号まで及び第10号、その他の自動車にあっては第2号から第10号までに掲げるものとする。

一 協定規則第125号の規則5. 1. 3. に定める基準に適合したもの

二 車室内に備える貼り付け式の後写鏡及び後方等確認装置

三 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、協定規則第159号に定める基準に適合する装置、ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラその他

の道路、交通状況若しくは運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のものにあつては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。

ただし、前面ガラスの上縁であつて、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であつて車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲に貼り付けられた場合にあつては、この限りでない。

(1) 運転者席の運転者が、協定規則第43号の附則21に規定する V_1 点（以下この条及び第195条において単に「 V_1 点」という。）から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(2) 協定規則第43号の附則21に規定する前面ガラスの試験領域B（前面ガラス周縁から25mm以内、及び周辺部に不透明マスキングバンドがある場合、そのバンドの内側の縁から25mm以内を除く。以下この条及び第195条において単に「試験領域B」という。）及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

ロ 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの以外の自動車にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であつて、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であつて車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲に貼り付けられた場合にあつては、この限りでない。

(1) 運転者席の運転者が0点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(2) 試験領域I及び試験領域IIを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

四 公共の電波の受信のために前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれたアンテナであつて、次に掲げる要件に該当するもの

イ 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のものの前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。

(1) 協定規則第43号の附則21に規定する前面ガラスの試験領域A（以下この条及び第195条において単に「試験領域A」という。）に貼り付けられ、又は埋め込まれ

た場合にあっては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。

- (2) 試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0mm以下であること。

ロ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域Iに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0mm以下であること。

五 窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のものに備える場合にあっては、次の(1)及び(2)に掲げる要件に適合するものであること。

- (1) 窓ガラスの曇りを防止する機器にあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域Aに埋め込まれた場合にあっては機器の幅が0.03mm以下で、密度が8本/cm（導体が水平に埋め込まれた場合にあっては、5本/cm）以下であり、試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）に埋め込まれた場合にあっては機器の幅が0.5mm（合わせガラスの合わせ面に埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0mm）以下であること。

- (2) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。

ロ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの以外の自動車に備える場合にあっては、次の(1)及び(2)に掲げる要件に適合するものであること。

- (1) 窓ガラスの曇りを防止する機器にあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域Iに埋め込まれた場合にあっては機器の幅が0.03mm以下で、密度が8本/cm（導体が水平に埋め込まれた場合にあっては、5本/cm）以下であること。

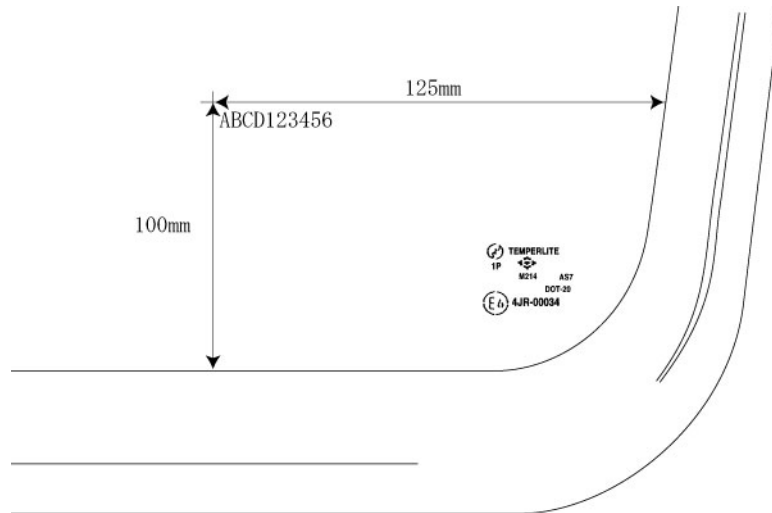
- (2) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域I及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。

六 駐留軍憲兵隊の発行する自動車の登録に関する標識

七 装着され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が70%以上であることが確保できるもの

八 自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示

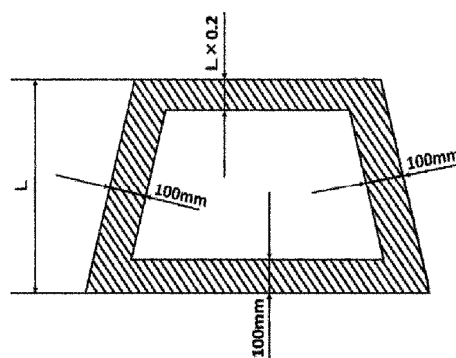
する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識又は刻印の上縁の高さがその附近のガラス開口部（ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下、本条において同じ。）の下縁から100mm以下、かつ標識又は刻印の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付又は刻印されたもの



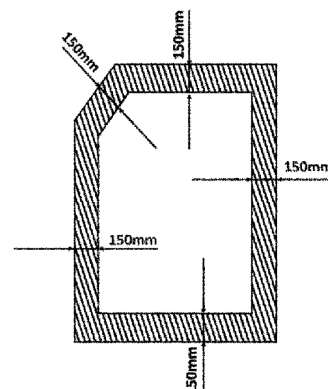
九 大型特殊自動車及び小型特殊自動車の窓ガラスに取り付けられたワイパーモータ、扉の開閉取手（ガラス削り込みを含む。）及びガラス取付用金具等であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ 前面ガラスにあっては、当該ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲又はガラス開口部周囲から各100mm以内の範囲に貼り付けられたものであること。

ロ 側面ガラスにあっては、ガラス開口部周囲から各150mm以内の範囲に貼り付けられたものであること。



【前面ガラスの例】



【側面ガラスの例】

十 法第75条の4第1項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要とな

る窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスに係る情報の表示であって、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されているもの

- 5 前項第7号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第44条第1項の後写鏡及び同条第5項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。
 - 一 前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲
 - 二 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられた扉等より上方に設けられた窓ガラスの範囲
 - 三 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられた扉等の下部に設けられた窓ガラスの範囲
 - 四 前号に掲げるもののほか、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられた扉の窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲
- 6 窓ガラスに装着され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、第4項第7号の「透明である」とされるものとする。
 - 一 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては、他の自動車、歩行者等
 - 二 前項第1号及び第2号にあっては、交通信号機
 - 三 前項第3号及び第4号にあっては、歩行者等
- 7 次に掲げる窓ガラスであって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、第1項の基準に適合するものとする。
 - 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラス
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラス又はこれに準ずる性能を有する窓ガラス
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき窓ガラスについて型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラス又はこれに準ずる性能を有する窓ガラス
- 8 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、第1項の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付 さ れ る 記 号	
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	FMVSS No. 205及びこれに基づくANSZ 26.1の規定によるもの
(1) (2)以外の前面ガラス	L, GP	AS1, AS10(※), AS14
(2) 最高速度40km/h未満の自動車の前面ガラス	L, <u>L</u> , Z, T, GP	AS1, AS2, AS10(※), AS14
(3) 側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	L, <u>L</u> , T, GP, RP	AS1, AS2, AS4, AS10(※), AS13, AS14, AS15
(4) (1)、(2)及び(3)以外の窓ガラス	L, <u>L</u> , T, GP, RP	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS13, AS14, AS15, AS16

(※) 可視光線の透過率が70%以上のものに限る。